

産業財産権制度の目的と保護対象

新しい技術、新しいデザイン、商標などについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することにより、産業の発展を図ることが産業財産権制度の目的です。

特許権は、自然法則を利用した技術的思想のうち高度なものである発明を、実用新案権は、自然法則を利用した技術的創作であって物品の形状、構造又は組合せに関する考案を保護対象とします。

意匠権は、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、審美的な意匠を保護し、商標権は、営業者が自己の商品又は役務を他人の商品又は役務から区別するための標識に関する商標を保護対象とします。

これらの権利は一定期間、独占的に実施できる権利となります。

